

日本年金機構運営評議会（第 65 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 4 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分
2. 場 所 A P 東京丸の内 3 階 E + F ルーム
3. 出席委員 和泉委員、植西委員、川口委員、菊池委員、嵩委員、
永井委員（佐伯代理人）、西沢委員、西村委員、庭野委員、味園委員、
山本委員（11 名）
4. 座長の選任について
はじめに、委員の互選により菊池委員が座長に選任された。その後、座長により嵩委員が座長代理に指名された。
5. 議題
 - ① 日本年金機構の令和 7 年度業務実績について
 - ② 日本年金機構中期計画（第 4 期）・令和 8 年度計画の変更等
 - ③ その他
6. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

〔議題①〕

日本年金機構の令和 7 年度業務実績について

- 標準報酬月額の対象となる報酬等について 1 点確認したいことがある。
食事や社宅など、事業主が被保険者に現物で支給しているものは、現物給与として報酬に算入することになるかと思うが、事業所がこの取扱いを理解し、正しい届出がされているか疑問に思うような報道があった。制度の公平性の観点から、機構として現物給与に関してどのような周知等を行っているのか。
- 現物給与は、機構ホームページや事業所にお送りしている「日本年金機構からのお知らせ」等で周知している。また、事業所調査でも確認し、正しい届出がされていない場合には指摘を行っている。ご指摘いただいたことについて、公平性の観点からも引き続き周知等の対応が重要であると考えており、しっかり対応を進めていきたい。

- 食事補助といった福利厚生サービスを取り扱う企業は多くあるかと思うが、そういった企業へ個別に制度周知等を行うといった対応は機構として実施しないのか。
- 社会的な影響等も考慮し、必要に応じて直接個別の企業へ調査等を行う場合もある。いずれにしても適切な届出がされるよう対応を進めていきたい。
- 街角相談センターの予約に際して、コールセンターのオペレーターが、待ち時間や相談内容についてお客様に正確ではない案内をしたことにより、街角の年金相談センターの運営に影響をきたした事例があったと聞いている。コールセンターの委託業者に対し、どのような指導等を行っているのか。
- ご指摘の点については、当方でも把握している。コールセンターの委託業者が誤った説明や案内をしないよう、委託業者との定期的な打合せやオペレーターへの研修に加え、コールセンターに常駐している機構職員による指導等を行っている。引き続き委託業者の適切な管理に取り組んでいきたい。
- いわゆる社会保険料削減ビジネスが世間で大きく報道がされたことに関して、まずは実態に応じて適切な保険の被保険者となることが重要だと思っている。社会保険料削減ビジネスに係る調査の進捗について教えてほしい。また、今後の対応について、運営評議会でも報告をお願いしたい。

外国人の保険料の未納について、在留資格の更新に影響を与える場合もあり、保険料納付につなげる取組を徹底する必要があると思う。催告文書などを送付する際に「在留資格に影響を与えるおそれがある」といった注意喚起は行っているのか。
- 令和8年3月18日に発出された国の通知を踏まえ、いわゆる社会保険料削減ビジネスを行っている疑いのある事業所に対して、調査を実施した。

また、外国人向けの文書について、在留資格に影響する場合があるということを言及した内容を記載している。引き続き、年金局と連携しながら、納付につなげるようしっかりと周知等を行っていきたい。
- 国民年金被保険者のうち外国人に係る最終納付率について、前年度と比較すると上昇しているものの、国民年金被保険者全体の納付率とは乖離が

ある。全体に占める外国人の被保険者数の割合は大きくないので、全体への影響は限定的と思っているが、今後の外国人被保険者に向けた対応の充実に期待したい。その上で、現在、外国人に対する保険料収納対策あるいはそれ以外において、どのような課題意識を有しているか。

- 外国人の方については、言語の壁や年金制度の理解のしづらさが課題であると考えており、届書等の多言語化や、外国人と接点のある関係機関との連携を進めてきた。今後は、届書等の対応言語の追加や、事業所に就職する前の1号被保険者期間に未納がある外国人について、事業所を通じた年金事務所への相談を働きかけるといった取組を強化していきたい。また、全ての年金事務所へ翻訳機を導入し、外国人への制度説明等の対応をより円滑にしていきたい。
- 外国人の被保険者数も増加していることから、新たな課題が生じた際はご共有をお願いしたい。
- 業務実績報告書には、BCPの観点からの取組が記載されているが、先日の熊本地震のような災害が発生した際に年金事務所でお客様や職員をどう守るかという点も非常に重要であると考えており、有事の際、どのような準備をしているのか伺いたい。
また、BCPの観点から、平常時にどのような準備をしているのか教えてほしい。
- 大きな地震等の災害が発生した場合には、本部に協議することなく拠点長の判断で拠点の閉鎖等の対応を行うことを可能としており、職員への帰宅指示等も拠点長の判断で行うことができる。業務を最優先にするのではなく、お客様や職員の安全を最優先として業務を行うこととしている。
BCPの観点では、有事の際も年金支払いが滞りなく行えるよう、暫定で支払いができるような体制を整備している。年金局と合同で被災時を想定した訓練等を実施するなど、引き続き体制の強化に努めていく。
- まず、NPO法人や財団法人など法人も多様化しているが、5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所というのは、組織として雇用があれば全てこの対象に入ると考えていいのか。
次に、外国人が日本へ来られる際には、あっせんするような団体等を介している場合が多いと思う。また、そうした団体が、社会保険が適用されている事業所へ外国人を紹介するような流れができれば、外国人は安心し

て日本の中で働くことができると感じている。その点で、そういった団体に対しての働きかけ等をあわせて進めてもらえればと思う。

また、公的年金制度の理解促進のために年金セミナー等を実施しているとのことだが、年金制度は非常に重要であるため、副読本を作成して学校に配布するといった取組をしてはどうかと思っている。年金セミナーだけでなく、学校のカリキュラムの中に年金を盛り込むことも検討してはどうか。

- 適用調査対象事業所については、国税庁等から提供された情報を基に給与の支払いはあるが、保険料の支払い実績のない事業所を選定し、加入指導等を行うことで、適用につなげている。

また、機構としても、監理団体等に対して外国人も年金手続きが必要であるといった制度周知等の取組を進めている。引き続き、必要な対策を進めていく。

- 年金セミナーは、かねてから様々な場で小中学生にも実施してはどうかとご意見をいただいております、精力的に回数を増やしている。最近では、学校で行う税教育の中に年金の内容を入れてもらえるよう、年金事務所から税務署へアプローチするといった取組も増えてきている。あわせて、本部においても、J-FLEC（金融経済教育推進機構）と連携した年金教育ができないか、年金局を通じて調整を進めている。

また、年金セミナーを年金委員と合同で実施するという取組をしたところ非常に好評であったため、今後も取組の拡大を検討していきたい。

- 近年では、学童保育の中で社会科見学のようなプログラムを導入しているところもあり、学校教育以外のアプローチを検討してみてもよいのではないかと思った。

- 令和7年度予算額・決算額を確認すると、予算額よりも決算額が約280億円少なくなっており、効率的に業務を進められてきたのだと思う。近年では物価や人件費の高騰が見られるが、決算額は増加してきているのか。

不要財産の処分として、「宿舍」の廃止の記載があるが、これは保養所として利用していたものなのか。また、新たに25の宿舍の廃止を決定したとあるが、全体としてどのくらいの宿舍を廃止する計画となっているのか。

- 予算額・決算額については、例えば、調達手続において委託業務の内容精査等を行い、必要経費の見直し等を行った結果であり、引き続き適正か

つ効率的な予算執行について留意していく。来年度予算も増加しており、基本的に増加傾向。

- 機構は年金事務所等の庁舎及び広域異動をしている職員向けの宿舎（職員住宅）を保有している。保養所については、旧社会保険庁時代に全て売却している。機構においては、保養所を一切保有していない。宿舎は、全国に約 200 あるが、広域異動を縮小する中で、入居者が少なくなっている宿舎を段階的に廃止することとしている。令和 7 年度においては、25 宿舎の廃止を決定し、順次国庫納付に向けた手続を進めている。引き続き不要財産については、廃止に向けた検討を進めていくこととしている。

- 事業の充実と支出の適正化のバランスがとれるよう事業運営をお願いしたい。

- 機構の基幹システムについては、インターネット等を通じていないということは理解しているが、ほかの業務システムがランサムウェア被害にあった場合には、業務にどのような影響があるのか。また、ランサムウェア攻撃に備えどのような対策を講じているのか。

- システムの監視等、外部有識者からもご意見をいただきながら対策を講じており、現時点で被害は受けていない。仮に、ねんきんネットなど外部とつながっているシステムが、ランサムウェア被害を受けた場合、お客様が年金記録を参照できなくなるほか、ねんきんネットを介した電子申請等ができなくなると認識している。

セキュリティ対策としては、例えばネットワークの色々なところで監視することで、攻撃を受けないようにしている。また、インターネットメールを受信したときも、ちゃんとウィルスチェックをして、その環境にちゃんと置くまでもチェックをかけた上で、受信をするといった対策を、外部有識者のご意見をいただきつつ、実施している。こうした取り組みの中で、現状としては被害を受けているという状況はないと考えている。

- 自身のねんきん定期便を確認すると経過的加算がついているが、経過的加算という名前を見ても何のことかすぐに分からないので、名称を見直してはどうか。また、経過的加算の金額の根拠について電話で問い合わせたが、回答を得られなかった。計算根拠等はねんきんネットで確認できるようにしてはどうか。

大学生の息子の国民年金保険料について、前納しているにも関わらず、納付書の束が送られてきた。想像するに、前納していても全員に送っていると思うのだが、資源の無駄であるし、納付した側からすると納付書が送られることで何か不備があったのかと不安になるので、改善できないか。

被扶養者の認定に当たり、一時的な事情により年間収入の要件を満たさない場合であっても、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書を提出することで扶養認定が可能となるかと思うが、この制度はどの程度利用されているのか。また、この事業主証明が正しいものであるかはどのように確認しているのか。

適用拡大の対象事業所の規模が小さくなっていく中で、短時間労働者及び事業主の負担軽減の面から保険料調整制度が創設されたと認識している。適用拡大を円滑に進めるための制度であると思うので、制度がどれほど浸透しているか確認するためにも、保険料調整制度の利用状況について、月次で公表してはどうか。

- ねんきん定期便の記載については、順次見直しを行い、改善を図っている。ご指摘の点についても来年に向けて見直しを検討させていただきたい。また、経過的加算の計算根拠等のねんきんネットへの掲載については、かなりシステム開発の負荷やコストがかかることが予想されるため、ねんきん定期便の記載にかかる問い合わせに正確に回答できるよう、年金事務所等の相談体制の強化もしっかり進めていきたい。

保険料調整制度については、どのような情報開示をしたらより適用拡大に資することとなるかという点を含めて、検討を進めていきたい。

- 国民年金保険料の納付書については、送付対象等を確認した上で後日お答えさせていただきたい。

また、一時的な収入変動にかかる事業主証明についても、件数等や機構の事務処理を確認の上で、後日回答させていただく。

- 地域型年金委員の人数は、令和6年度は少し減少しているものの令和7年度は増加しているが、これは増加基調にあると考えてよいのか。それとも人数としては上限にきていて、今後相当頑張らないと人数は落ち込んでしまうという局面なのか。

今年 of 社会福祉法の改正で、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充等が盛り込まれたが、例えば年金事務所に来られた方で判断力に少し不安があるような場合は福祉施策を所管する部署につなげるなど、地域共生

社会の一端に年金事務所が入ってくると、よりセーフティネットの強化につながると考えている。

- 年金委員も高齢化が進み、体力的に委員の活動をするのが難しいという方が増えてきており、令和6年度の地域型年金委員数は微減となった。令和7年度は市区町村や社会保険労務士会等の関係機関を通じて委員委嘱を依頼し、委員数を増やしてきたところ。引き続き年金委員の活動の活性化に向けた取組を進めていきたい。
- 支援が必要と思われる方が年金事務所に来所された際、職員が市区町村等の相談支援機関に連携するといった対応の可否含め、ご指摘を踏まえて検討させていただきたい。

[議題②]

日本年金機構中期計画（第4期）・令和8年度計画の変更等

- 対応策に審査業務全体のデジタル化に向けた調査の実施とあるが、そもそもカルテが電子化されておらず紙で対応していることについては医療側の問題が大きいと思っている。カルテ等の電子化の促進について、厚生労働省側に強く要望をするべきだと思う。
- カルテ等が電子で提出されれば、AI等を活用した自動チェックなどかなり業務の効率化が進むと思われる。年金だけでなく他の公的給付にも関係しており、厚生労働省にて医療DXを検討する中での検討課題となっているため、我々としても強く要望をしていきたい。
- 同様の課題を抱えている企業や団体等は多くあると思われるので、そういったところに情報収集をすると早く進むのではないかなと思う。
- 介護認定審査会でも審査の遅延が問題になった際に、電子化に向けた議論を進めていたと記憶している。年金以外の分野でも共通している課題であると思うので、引き続き検討を進めてほしい。

[議題③]

その他

- ・ 日本年金機構役員報酬規程の改正について（案）
- ・ 雇用保険・厚生年金データの学術利用の事業（案）について
- 機構からデータを提供するにあたって、法律上に根拠規定等はあるのか。

また、東京大学と利用者との間は契約という形になるのか。

- 日本年金機構法に学術研究の目的のために年金個人情報を提供することができると規定されている。年金個人情報提供については日本年金機構法に基づいて、また安全措置については厚生労働省と東京大学が協定に基づいて対応することになっている。

契約については、具体的な手続は調整中だが、東京大学と利用者の間での契約になり、利用者の順守規定等を定めることになると聞いている。

- レセプトと健診データを突合するような仕組みであれば、ご本人の健康状態を把握し指導するという目的が明確に分かるが、雇用保険と厚生年金のデータはどのような目的で活用されるのか。
- 研究者に雇用保険や厚生年金のデータを提供することで、研究の円滑化やその成果を制作立案に活用することが期待されている。

(以上)